（添付 2）

JA徳島厚生連阿南医療センター　　御中 　　　　　　保険薬局→薬剤部→処方医師→医事課

報告日：　　　年　　　月　　　日

FAX：0884―28―6061（徳島厚生連JA阿南医療センター　薬剤部）

**【実施報告書】**

処方医：　　　　　　科　　　　　　　　先生

|  |  |
| --- | --- |
| 患者ID：  患者名：  生年月日： | 保険薬局名：  所在地：  電話：　　　　　　　　　　　FAX：  担当薬剤師： |
| 処方修正について、患者の同意を  得た　　　　　　得ていない |

疑義照会一部不要のプロトコール契約に基づき、変更内容を添付処方箋の備考欄に記載し、医師への問い合わせを省略し、処方修正したことを報告いたします。

この度の変更は下記項目番号の（　　　　　　　　　　）に該当します。

項目⑤⑥⑦⑧⑨⑩に該当する変更はカルテの修正をお願いします。

※FAX送信文書内訳：実施報告書1枚、修正した処方箋の複写（　　　）枚

「疑義照会・確認の簡素化対応」に関する合意項目

① 成分が同一の銘柄変更

② 剤形の変更（安定性、利便性向上の為の変更に限る）

③ 規格が複数ある医薬品の規格変更

④ 軟膏や湿布薬での用量規格の変更

⑤ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により、一包化調剤を行うこと（抗がん剤及び、「一包化しない」とある場合は除く）

⑥ 残薬調整のための投与日数の短縮

⑦ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法追記

⑧ ビスホスホネート製剤等の「週１回」、「月１回」製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化

⑨ 「１日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合）

⑩ 漢方薬の「食後」処方（患者面談上、食後投与が妥当と判断された場合）

⑪ 「食後」・「食前」の処方で、添付文書上、食直後・食直前と記載されているものの変更

**※処方を応需された保険薬局様へ**：合意に該当しない場合は処方医師に直接電話で疑義照会お願いします。

**合意に基づく変更は十分な患者説明と同意を得たのちに行ってください。**合意に基づき変更された際は本様式でお願いします。項目①～④に該当する変更は電子カルテの採用品目の都合上、カルテ修正ができません。